

て、都道府県が基本計画を策定する際は、基本方針に即しつつ、地域の実情に応じて、必要な事項をその内容に盛り込むことが望ましい。

なお、基本方針は、都道府県の判断により基本計画に独自の施策等を盛り込むことを妨げるものではない。

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者からの暴力についての通報等及びその対応に関する事項

(1) 通報

ア 一般からの通報

配偶者からの暴力は、家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難である上、被害者も加害者（配偶者からの暴力が行われた場合における当該配偶者又は配偶者であった者をいう。以下同じ。）からの報復や家庭の事情等様々な理由から保護を求める 것을ためらうことも考えられる。被害者の保護を図るために情報を広く社会から求めるため、法第6条第1項において、配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならないこととされている。

国及び地方公共団体においては、通報についての法の規定とその趣旨等について、様々な機会を利用して啓発に努めることが必要である。

イ 医師その他の医療関係者からの通報

医師その他の医療関係者（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師等。以下「医療関係者」という。）は、日常の業務を行う中で、配偶者からの暴力の被害者を発見しやすい立場にあることから、医療関係者には、被害者の発見及び通報において積極的な役割が期待される。

そのため、法第6条第2項においても、医療関係者が業務を行うに当たって配偶者からの暴力の被害者を発見した場合には、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができることとされ、同条第3項により当該通報は守秘義務違反に当たらないとされている。

医療関係者にあっては、この趣旨を踏まえ、配偶者からの暴力の被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

他方で、配偶者からの暴力の被害者の保護は、被害者自身の意思を尊重して行われることが必要である。例えば、被害者の意思に反し通報が行われると、被害者の受診が妨げられたり、被害者の安全が脅かされるおそれもある。そのため、医療関係者は、原則として被害者の明示的な同意が確認できた場合にのみ通報を行うことが望ましい。ただし、被害者の生命又は身体に対する重大な危害が差し迫っていることが明らかな場合には、そのような同意が確認できなくても積極的

に通報を行うことが必要である。

また、法第6条第4項に規定されているように、医療関係者は、被害者が自らの意思に基づき配偶者暴力相談支援センター、婦人相談員、相談機関等を適切に利用できるよう、これらの関係機関に関する積極的な情報提供を行うことが必要である。

医療関係者が配偶者からの暴力の被害者の適切な保護に積極的な役割を果たすことができるためにも、都道府県において、医療関係者に対し、通報や情報提供に関する法の規定とその趣旨、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談員、相談機関の機能等について、医療関係者向けの広報や研修、医療関係者に対する関係機関の協議会への参加の呼びかけ、医療関係者を対象とした対応マニュアルの作成・配布等様々な機会を利用して周知を行い、医療関係者による通報や情報提供等、関係機関との連携協力を通じた被害者の保護の促進を図ることが望ましい。

(2) 通報等への対応

ア 配偶者暴力相談支援センター

法第7条において、配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとするとしている。

配偶者暴力相談支援センターは、通報を受けた場合、通報者に対し、加害者に知られないように被害者に配偶者暴力相談支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。また、被害者と連絡が取れた場合は、配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容等について説明し、助言を行うことが必要である。

現に被害者に対する危険が急迫していると認められるときは、警察にその旨を通報するとともに、被害者に対し、一時保護を受けることを勧奨するなどの措置を講ずることが必要である。なお、こうした危険が急迫している場合は、都道府県において少なくとも1つの施設で、夜間、休日を問わず対応できることが望ましい。また、加害者が通報者に対し、何らかの報復行為等を行うことも考えられることから、通報者の氏名等を公にすることがないよう十分注意することが必要である。

イ 警察

法第8条において、警察官は、通報やパトロール中での発見等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。

警察において配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。また、被害者の意思を踏まえ、加害者を検挙するほか、加害者への指導警告を行うなど配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置を講ずることが必要である。特に、被害者に対しては、加害者の検挙の有無にかかわらず、事案に応じて、必要な自衛措置その他配偶者暴力相談支援センター等の関係機関や保護命令制度等の教示等配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置について指導及び助言を行うことが必要である。

2 被害者の保護に関する事項

(1) 被害者からの相談等に関する事項

ア 配偶者暴力相談支援センター

(ア) 配偶者暴力相談支援センターの機能

配偶者暴力相談支援センターは、被害者の保護を行う上で中心的な役割を果たす施設であり、法第3条第1項において、都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることとされ、同条第2項において、市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることとされている。

同一都道府県内の複数の施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすこととした場合、相互を有機的に連携し、その機能を發揮する観点から、都道府県は、これらの施設の連携の中心となる施設（都道府県が設置する施設に限る。以下「中心施設」という。）を1か所指定することが必要である。当該都道府県内の市町村が設置する施設において配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすこととした場合、中心施設はこれらの市町村の施設との連携にも配慮することが必要である。

なお、自立支援を含む被害者の保護を図る上で、市町村の果たす役割は極めて大きいことから、都道府県及び市町村は十分連携をとり、被害者の保護に積極的に取り組むことが望ましい。

また、配偶者暴力相談支援センターにおいては、加害者が訪問すること等も想定し、安全確保のための対策を講ずることが必要である。

(イ) 相談を受けた場合の対応

法第3条第3項第1号において、配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介することとされている。

配偶者暴力相談支援センターにおいて被害者の相談に当たる職員は、被害者

から電話による相談があった場合には、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、被害者に来所して相談したいとの意向があれば、これを促すことなどが必要である。また、来所した被害者の面接相談を行う場合には、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、被害者の抱える問題を正しく理解して、問題解決に向けて助言を行うことなどが必要である。さらに、保護を受けるか否かについては被害者本人が判断し決定すべきことであることから、被害者に対し、関係機関の業務内容の説明や助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨することなども必要である。

被害者に対する相談・支援を行うに当たっては、被害者の国籍、障害の有無等を問わずプライバシーの保護、安心と安全の確保、受容的な態度で相談を受けること等、被害者的人権に配慮した対応を行うことが必要である。

また、不適切な対応により、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう留意することが必要である。

イ 警察

(ア) 相談を受けた場合の対応

犯罪等による被害を未然に防止し、国民の安全と平穏を確保するため、配偶者からの暴力に関する相談に真摯に対応することが必要であるが、配偶者からの暴力は、身体に対する暴力に限られないことから、警察以外の機関が取り扱うことが適切であるものも含まれていることに留意することが必要である。また、配偶者からの身体に対する暴力に関する相談についても、被害者の保護を適切に行うために、関係機関との連携を強化することが必要である。

警察において配偶者からの暴力が行われていると認めた場合又は暴力が行われるおそれがあると認めた場合は、加害者について、被害者の意思を踏まえ、検挙するほか、加害者への指導警告を行うなど配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置を講ずることが必要である。加害者への措置を講ずるに当たって、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の活用に関し、被害者やその親族、支援者等に対する、同法第2条のつきまとい等の行為がある場合は、警告、禁止命令等の発動を検討することが必要である。

被害者に対しては、事案に応じて、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関、警察本部長等の援助の制度及び保護命令制度等の教示等配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置について指導及び助言を行うことが必要である。

また、法第14条第2項の規定により裁判所から警察に対し書面の提出が求められた場合において、これに速やかに応じることができるよう、警察において、被害者が相談した際の状況及びこれに対して執った措置の内容について、

適切に記録し、保管することが必要である。

なお、配偶者からの暴力により、被害者は、心身ともに傷ついており、自らの被害について積極的に申立てを行うことができないおそれがあり、また警察による対応の過程で更に傷つくおそれがあることなどから、被害者の負担を軽減し、かつ、二次的被害が生じることのないよう、女性警察職員による相談対応、被害者と加害者とが遭遇しないような相談の実施等被害者が相談しやすい環境の整備に努めることが必要である。

(イ) 援助の申出を受けた場合の対応

法第8条の2において、警視総監若しくは道府県本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとすることとされている。

警察においては、被害者から同条の援助を受けたい旨の申出を受けた場合に、申出が相当であると認めるときには、被害者から援助申出書の提出を求め、次に掲げる措置のうち、適切なものを採ることにより援助を行うことが必要である。

- a　被害者に対し、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するため、その状況に応じて避難その他の措置を教示すること。
- b　加害者に被害者の住所又は居所を知られないようにすること。
- c　被害者が配偶者からの暴力による被害を防止するための交渉を円滑に行うための措置（被害者に対する助言、加害者に対する必要な事項の連絡又は交渉場所としての警察施設の供用）。
- d　その他申出に係る配偶者からの暴力による被害を自ら防止するために適當と認める援助。

ウ 人権擁護機関

法務省の人権擁護機関では、人権相談所や「女性の人権ホットライン」といった専用電話を設け、配偶者からの暴力を含めた相談を受け付けるほか、被害者から、人権侵犯による被害を受け、又は受けるおそれがある旨の申告等があった場合は、速やかに救済手続を開始する。

上記相談や申告を受け、配偶者からの暴力事案を認知した場合は、人権侵犯事件として所要の調査を行い、配偶者暴力相談支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介などの援助を

し、暴力行為に及んだ者等に対しては、これを止めるよう、事案に応じて、説示、啓発を行うことにより、被害者の保護、救済に努めることが必要である。

(2) 被害者に対する医学的又は心理学的な指導等に関する事項

法第3条第3項第2号において、配偶者暴力相談支援センターは、被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこととされている。

ア 婦人相談所

被害者は、繰り返される暴力の中でP T S D（心的外傷後ストレス障害）等の障害を抱えることも多く、また、加害者からの追及の恐怖、経済的な問題、将来への不安等により精神的に不安定な状態にある。同伴者も同様に心理的被害を受けている場合も多い。こうした被害者に対する医学的又は心理学的な援助については、事案に応じ、医師、心理判定員、婦人相談員、看護師等、相談・保護に関わる職員が連携して行うことが必要である。

婦人相談所においては、心身に大きな被害を受けている被害者に対して、心理判定員等による心理学的諸検査や面接を行い、被害者の心理的な被害の状況を把握して、事案に応じた心理学的側面からの指導等を行うことが必要である。

また、疾病等の有無や診療の要否について、医学的な面から判定し、被害者の心身の健康状態を踏まえて、今後の必要な措置について検討するなど、適切に対応することが必要である。

イ 女性センター等

いわゆる「女性センター」等については、本来、被害者に対して医学的又は心理学的な指導を行うことを目的に設置されたものではないが、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たす施設においては、婦人相談所等と連携して、被害者の心身の健康を回復させるための必要な対応をとることが望ましい。

ウ 児童相談所

平成16年4月に公布され、同年10月に施行された児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第30号）において、児童虐待の定義の見直しが行われ、子どもの目前で配偶者に対する暴力が行われること等、直接子どもに対して向けられた行為ではなくても、子どもに著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に含まれること等が明確にされ、適切な対応を講じていくこととされている。

児童相談所においては、医学的又は心理学的なケアを必要とする子どもに対しては、精神科医や心理判定員等が連携を図りながら、個々の子どもの状況に応じてカウンセリング等を実施することが必要である。

また、婦人相談所に入所している子どもであっても、婦人相談所等と連携して、子どもの面前で配偶者に対する暴力が行われること等による心理的外傷の状

況等を踏まえ、通所や訪問という形をとりながら、個別的な心理療法や集団療法等の援助を行うなど、子どもの状況に応じ適切に対応することが望ましい。

(3) 被害者の保護に関する事項

法第3条第3項第3号及び同条第4項において、被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族）の一時保護を、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとされている。

ア 婦人相談所

婦人相談所における一時保護については、被害者本人の意思に基づき、(ア) 適当な寄宿先がなく、当該者に被害が及ぶことを防ぐため緊急に保護することが必要であると認められる場合、(イ) 一時保護所での短期間の生活指導、自立に向けた援助が有効であると認められる場合、(ウ) 心身の健康回復が必要であると認められる場合等に行うものである。

また、一時保護の期間は、援助の施策のうちどれが最も適当であるかを決定し、婦人保護施設や母子生活支援施設への入所等の措置が執られるまでの間や短期間の指導、援助を行うために必要な最小限の期間としているが、入所者の状況により、事案に応じて、弾力的に対応するよう配慮することが必要である。

同伴する子どもについては、男子高校生など婦人相談所で保護することが適当でないと判断される場合には、児童相談所の一時保護所で保護するなど、児童相談所等関係機関との連携を図ることが必要である。

一時保護に当たっては、被害者本人の状況、同伴者の有無等を勘案し、婦人保護施設や母子生活支援施設等、状況に応じ適切な一時保護委託先で保護するなどの対応を行うことが必要である。

一時保護の受入れに当たっては、入所者の緊張と不安を緩和し、安心して援助を受けることができるという気持ちが持てるよう留意することが必要である。また、入所者の疾病や心身の健康状態等により、医療的ケアや心理的ケアを行うなど、適切な職員を配置し、心理判定員、婦人相談員等関係する職員が連携して問題の整理・解決を図ることが必要である。

一時保護は被害者本人からの依頼のほか、福祉事務所、警察、児童相談所等の関係機関からの依頼があるが、被害者は金銭や保険証等を所持せずに保護となる場合も多く、また、被害者及び同伴する子どもに対する加害者からの追及のおそれ等もあることから、福祉事務所、警察等関係機関と速やかに連絡を取るなど、緊密な連携を図ることが必要である。

被害者の支援については、加害者等の追及から逃れるため、県外の施設で保護する広域措置も増加しており、都道府県域を越えた広域的な連携が必要である。こうした連携を行う際は、費用負担の問題を含め、地方公共団体間において適切

に対応できるよう、保護の実施責任等の明確化を図ることが必要である。

また、被害者が相談等を行った機関の所管区域を越えて、他の区域での保護を希望する場合は、移管先の機関に当該事案の相談内容及び対応状況に関する情報を的確に提供し、被害者が円滑に支援を受けられるよう配慮することが必要である。

また、法における被害者は女性であるか、男性であるかを区別していないことから、男性の被害者も配偶者暴力相談支援センターを利用することができるが、一時保護については、あらかじめ、男性の被害者の保護に適した施設を委託先として検討し、必要な場合に一時保護の委託を行う等の対応を行うことが望ましい。

イ 被害者の一時保護を委託する施設

婦人相談所一時保護所における一時保護の件数は年々増加しており、その受入れが困難となっている場合には、民間シェルター等に対する一時保護委託の拡充等の対応が必要である。一時保護委託契約を締結している施設数は、120施設（平成15年3月1日現在）から168施設（平成16年3月1日現在）へと大幅に増加しており、委託契約施設の種別を見ると、婦人保護施設、母子生活支援施設、乳児院、児童養護施設、軽費老人ホーム、救護施設、民間団体等となっている。

一時保護委託は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」（平成13年告示第254号）を満たす者に委託して行うものとされている。また、一時保護委託施設における食事の提供、保健衛生、防災及び被服等の支給については、一時保護所と実質的に同等の水準のものとなるようにするとともに、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性、安全の確保や秘密の保持等に関する研修を受けた職員により入所者の保護を行うことが必要である。

一時保護後、婦人保護施設や母子生活支援施設への入所など、次の段階の援助の施策に移行するために、婦人相談所と一時保護を委託された施設は、入所者の処遇等について緊密な連携を図ることが必要である。

ウ 婦人保護施設等

法第5条において、都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができるとされている。

単身で保護された被害者については、婦人相談所一時保護所を退所した後、必要な場合は婦人保護施設への入所等の措置を執ることが必要である。婦人保護施設においては、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。

なお、婦人保護施設が設置されていない地方公共団体においては、その必要性の有無について、不斷に吟味することが必要である。